

## 高松市期間入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、期間入札の試行に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）、高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。高松市下水道事業契約事務要綱（平成30年4月1日施行）において読み替えて準用する場合を含む。）その他関係規程及び指示事項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「期間入札」とは、契約規則第12条第1項本文及び第2項の規定により、次に掲げる方法によって特定の期間内に入札書を提出して行う入札をいう。

- (1) 契約事務処理要綱第28条第1項第1号の規定により、入札書を封入し、これを書留郵便により提出する方法
- (2) 契約事務処理要綱第28条第1項第2号の規定により、入札書を封入し、これを直接持参する方法

2 前項各号の提出方法の細則は、別に定める。

(適用案件)

第3条 この要領は、次に掲げる入札以外のすべての入札に適用する。

- (1) かがわ電子入札システムを利用して行うこととしているもの
- (2) 一堂に会して入札書を提出する方法によることとしているもの  
(入札に係る費用の負担)

第4条 期間入札に係る費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(公告等)

第5条 期間入札を行うときは、一般競争入札においては契約規則第6条第1項に、指名競争入札においては契約規則第17条第1項（公募によるものにあつては、同条第2項において読み替えて準用する契約規則第6条第1項）に定めるもののほか、次に掲げる事項を併せて公告し、通知し、又は公表するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期間
- (3) 入札書の提出先
- (4) 再度入札の実施の有無
- (5) 期間入札の条件に反した入札を無効とする旨

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第2号の提出期間は、少なくとも3日間確保しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を2日間とすることができる。

(入札書の撤回等)

第6条 入札書は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書を提出した後においても、開札までの間は、入札辞退申請書(様式第9号)を提出し、辞退の理由が真にやむを得ないと市長が承認した場合は、入札を辞退することができる。

(再度入札)

第8条 再度入札を実施する場合は、あらかじめ、第5条の公告、通知又は公表(以下「公告等」という。)において、その実施の日時及び場所を明らかにするものとする。

(入札の無効)

第9条 契約規則第12条の4第1号から第8号までに掲げるもののほか、期間入札においては、次に掲げる場合も無効とする。

(1) 郵送方法が一般書留又は簡易書留のいずれでもないもの

(2) 郵便封筒の宛先の記載が誤っているもの(当該案件の契約所管課を特定するに足りないものを含む。)

(3) 入札書が封入されていないもの

(4) 西部クリーンセンター指定の入札書以外によるもの

(5) 入札書を封入した封筒に当該案件を特定するに足りる記載のないもの

(6) 入札書を封入した封筒に記載された案件名と入札書に記載された案件名の異なるもの

(7) 入札書を封入した封筒に他の書類が封入されているもの(公告等において入札書に添付すべき書類が指定されている場合の当該書類を除く。)

(8) 公告等において入札書以外の書類の提出が指定されている場合において、当該書類が欠けているもの

(9) その他期間入札に関する条件に違反しているもの

2 開札前に無効とした入札書は開封しないものとし、また、無効とした入札書及びその添付書類並びに提出に係る封筒は、返却しない。

(開札)

第10条 開札は、公告等で示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3 入札参加者は、事前に申し出て、開札に立ち会うことができる。入札参加者の委任を受けた者も、同様とする。

4 開札に立ち会う場合の手続及び立会いに当たっての遵守事項等は、次のとおりとする。

- (1) 立会いを希望する者は、開札予定時刻の10分前までに、期間入札に係る開札立会申込書(様式第10号)を案件の契約所管課に持参により提出しなければならない。
- (2) 前号の申込書が提出されたときは、入札執行責任者は、当該案件の入札参加者であることを確認し、当該案件の入札参加者に該当する場合は、立会いを承諾するものとする。
- (3) 開札に立ち会う者は、立会いに際しては、委任状、社員証等その身分を証明するに足りる書類を入札執行責任者に提示しなければならない。
- (4) 前号の規定により入札執行責任者に書類を提示し、その承諾を受けた入札参加者(以下この項において「立会者」という。)は、公正な入札の執行についての確認のみを行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為その他の公正な入札執行を妨げる行為を行ってはならない。
- (5) 立会者は、入札執行責任者の指示に従って立会いを行うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
- (6) 入札執行責任者は、立会者が前2号に規定する入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会いを禁止し、退出を命ずることができる。

(落札者の決定)

第11条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を設定した案件にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者)とする。

2 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときには、くじにより落札者を決定するものとする。

3 くじは、「契約監理課カウンタ見積箱への投函方式による見積合せに係るくじ要領」の例により行うものとする。

4 落札者は、所定の期限までに、当該入札書の入札金額の内訳等(品名・規格、数量・単位、単価、金額等)の分かる「内訳書」(免税事業者にあつては、「内訳書」及び「免税事業者届出書」)を案件の契約所管課に提出しなければならない。

(入札の停止、中止及び取消し)

第12条 市長が緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損失を受けることがあつても、市は、その責めを負わないものとする。

2 前項前段の場合には、入札を停止、中止又は取り消した旨をファクシミリにより通知するとともに、入札書が到着した入札参加者に対しては、電話による連絡も行うものとする。

(入札結果の公表)

第13条 入札結果は、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）に基づき閲覧に供するほか、当該案件の契約所管課のホームページで公表する。

(契約書の提出)

第14条 落札者は、当該落札した契約について市所定の契約書（契約金額が一定額以下となる場合にあっては、請書）に記名押印し、所定の期限までに、当該案件の契約所管課に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第15条 入札者は、入札後は、この要領その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。